

社会福祉法人恵佼会
理事・監事及び評議員の報酬等に関する規程

(趣旨)

第一条 この規程は、社会福祉法人恵佼会定款（以下「定款」という）第第八条及び第二十一条の規定に基づき、理事、監事及び評議員の報酬等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報酬等の支給)

第二条 評議員の報酬等は、定款第八条に定めるとおり無報酬とする。

2 理事及び監事に対しては、定款第二十一条の規定にかかわらず、報酬等は支給しないものとする。

(改廃)

第三条 この規程の改廃は、評議員会の決議を得て行う。

附則

(施行期日)

この規程は、平成29年6月29日から施行する。